(五)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(六)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

平成三〇年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

平成三〇年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

(一)　震災復興特別交付税に充てるため、平成三〇年度分の地方交付税の総額に三、二五七億三、七〇四万円を加算することとした。

(二)　平成三〇年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

(三)　平成三〇年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成三〇年度中に交付せずに、当該交付しない額から、平成二九年度の当初予算で地方交付税の総額に加算し、平成三〇年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成三〇年度に交付しない額を控除した額を、平成三一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

(四)　平成三〇年度及び平成三一年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

(五)　平成三〇年度及び平成三一年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

(六)　平成三〇年度及び平成三一年度において、東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができることとした。

6　この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第五号）（法務省）

1　この法律の有効期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第三条第一項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律（法律第六号）（国土交通省）

一　道路法の一部改正関係

1　歩道における占用の禁止又は制限

道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合においては、当該歩道の占用を禁止し、又は制限できることとした。（第三七条関係）

2　占用物件の維持管理義務

(一)　道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならないこととした。（第三九条の八関係）

(二)　道路管理者は、道路占用者が(一)の基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第三九条の九関係）

3　沿道区域内にある土地等の管理者に対する措置命令に係る損失補償

道路管理者は、道路管理者による措置命令により損失を受けた沿道区域内にある土地等の管理者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととした。（第四四条関係）

4　重要物流道路の創設

(一)　国土交通大臣は、道路の構造、貨物積載車両の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができることとした。（第四八条の一七関係）

(二)　重要物流道路に係る道路の構造の技術的基準は、これにより重要物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められなければならないこととした。（第四八条の一八関係）

(三)　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づき、当該都道府県又は市町村に代わって次に掲げる道路の管理を自ら行うことができることとした。（第四八条の一九関係）

(1)　次のイ又はロのいずれかに該当する道路である指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

イ　重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣があらかじめ指定したもの

ロ　重要物流道路

(2)　(1)のイ又はロのいずれかに該当する道路である都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事

5　道路管理者は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした。（第七二条の二関係）

二　道路整備特別措置法の一部改正関係

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、一の2の(二)の規定による命令を行うこととした。（第八条及び第一七条関係）

三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正関係

1　平成三〇年度以降一〇箇年間における地方公共団体に対する道路の改築又は修繕に関する国の負担又は補助の割合について、一〇分の七の範囲内で政令で特別の定めをすることができることとした。（第二条関係）

2　特定連絡道路の工事に係る資金の貸付け

(一)　国は、都道府県又は市町村が特定連絡道路工事施行者（道路管理者の承認を受けて特定連絡道路の工事を行おうとする者をいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとした。（第五条第一項関係）

(二)　(一)の「特定連絡道路」とは、重要物流道路（高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。）と商業施設、レクリエーション施設その他の施設でその利用者のうち相当数の者が当該重要物流道路を通行するものとを連絡する道路（他の道路と平面で交差するものを除く。）であって、当該重要物流道路と他の連絡道路（当該重要物流道路と当該施設とを連絡する道路をいう。）が連結する部分における交通の混雑を緩和するために整備されるものをいうこととした。（第五条第二項関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、三の1の改正規定は、平成三〇年四月一日から施行することとした。